

令和 9 年度 満3歳児 募 集 要 項 ＜2歳児＞

学校法人 野間幼稚園
伊丹市野間8丁目9番7号
TEL 072-779-7004 / FAX 072-779-4957

入園願書配布・・・9月1日（火）から

入園説明会・・・上のお子様が卒園生、在園児の方は説明会へ参加されなくてもご応募いただけます。

説明会の内容は同じですので、いずれかにお申し込みください

第1回 9月 5日（土）説明会 10時30分～11時30分
第2回 9月18日（金）説明会 14時30分～15時30分

詳細は、別添の『こんな子に育てほしいちょっと説明会』
若しくはホームページをご覧ください

入園願書受付・・・令和8年10月1日（木）～令和8年11月27日（金）

1. 応募資格 令和6年4月2日～令和7年4月1日 生の幼児

※ 3歳に達していなくても、園長との面談により入園できますが、幼児教育保育料無償化については3歳の誕生日を迎えた月（日割り計算）からが対象となります。

2. 募集人員 約 40名

※ 年少の応募者数によっては満3歳児の募集人員を変更することもあります。

3. 申し込み方法 「入園願書」に必要事項を記入の上、令和8年10月1日（木）から

令和8年11月27日（金）までに提出して下さい。締め切り後、応募者数を確認し連絡いたします。

遠距離からのバス通園が必要な方につきましては、健康面等十分に考慮の上提出をお願いします。

4. 面接日 令和9年4月16日（金）の予定

（詳細は、追って案内文を郵送いたします）

5. 保育の開始日及び保育日 令和9年5月7日（金）の予定 毎日（週5日）

6. 入園時の費用 入園準備金 20,000円（面接当日に納入）

7. 毎月の納付金 令和元年10月より国の幼児教育（保育料）無償化が開始されました。

【無償化の対象となるもの】保育料（3歳の誕生月の翌月から集金いたしません）

対象年齢	保 育 料（無償）	
3歳の誕生日を迎えた月～	28,000円	保育料には教材費が含まれています

【実費負担となるもの】（誕生月の保育料は、日割り計算の上後日返金いたします）

自動口座振替ですので毎月5日までに下記の金額を三井住友銀行の口座に入金して下さい。

《 3歳の誕生月の翌月から》

	徒歩通園	バス通園
保護者会費	700 円	700 円
給食費	5,000 円	5,000 円
バス代	—	4,500 円
合 計	5,700 円	10,200 円

《 3歳の誕生月まで》

	徒歩通園	バス通園
保育料	28,000 円	28,000 円
保護者会費	700 円	700 円
給食費	5,000 円	5,000 円
バス代	—	4,500 円
合 計	33,700 円	38,200 円

8. 給 食

5月後半頃から実施します。週5日（月～金）

※ 給食費は上記の毎月の納付金合計金額に含まれています。

9. 通 園 バス

希望者は送迎いたします。費用は 月額 4,500 円

バス施設費として年額 8,000 円を集金いたします。※バス利用者のみ

10. 冷 暖 房 費

年額 4,500 円を集金いたします。

※ No.8. 9. 10 の支払い方法：自動口座振替（振替日は入園後お知らせいたします）

11. 服 装 私 服

*本園規定の制服で 購入して頂く物

通園かばん (4,950 円)・冬あそび着 (3,850 円)・夏あそび着 (3,750 円)	合 計 <u>18,200 円</u>
半袖体操服上下 (3,300 円) 上靴 (2,350 円)	

12. 用 品

本園規定のものをご使用下さい。合 計 約 3,200 円

※ 制服の注文は面接日にお願いいたします。代金は入園後に口座振替させていただきます。

※ 業者の販売価格が変動する場合がありますのでその際はご了承願います。

13. 『幼児教育無償化』について

無償化の対象となるには、就園される園児全員が『施設等利用認定』を受ける必要があります。各在住の市教育委員会より幼稚園経由で手続きをしていただくことになりますが、書類の配布及び提出時期など詳細については入園決定後追ってお知らせいたします。申請書類（添付書類含む）の確認及び認定審査は市教育委員会が行います。

無償化の概要	入園料・保育料（月額）	預かり保育費（月額）償還払い 利用日数に応じて月額上限額は変動 （日額 490 円×利用日数）
3歳児～5歳児 （小学校就学前まで）	28,000円まで無償 超えた分の入園料（初年度のみ） は実費負担	12,300円まで無償 共働きなど保育の必要性がある子ども
満3歳児 （3歳の誕生月より）		17,700円まで無償 市町村民税非課税世帯のみ対象

給食費について

年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の小学校3年生までの範囲内で第3子以降の子どもは、副食費（おかず等）が無償の対象となります（上限：月額 5,100 円）

認定について	新1号認定	新2号認定	新3号認定
	保育の必要性がない子ども （専業主婦家庭など）	保育の必要性があると認定された子ども （共働き家庭など）	
	満3歳児～5歳児（所得制限無し）	3歳児～5歳児（所得制限無し）	満3歳児（非課税世帯のみ）
	保育料の無償化対象		
	預かり保育料の無償化対象		